

つていてただく介護福祉士という方々を一体としてとらえていく必要があるであろう。そして、こういう分野についてのいろいろな問題等について専門の方々にも御協議をいただき、いろいろな御指示もいただいたわけでございまして、そういう作業の手順等を踏んでおりましたところ、今回の提出というような時期になったことでございまして、その点はひとつ御理解のほどをお願い申し上げたいと思う次第であります。

○糸久八重子君 福祉従事者は、お年寄りとか障害者に直接にかかりを持つわけですから、生活全般にわたる幅広い知識と経験、専門性が必要でございます。そして、社会的問題意識を常に持っていることもまた必要条件でございます。

社会福祉士は多様なサービスのコーディネーターの役割を期待されているわけですし、その仕事の範囲もより専門的でありますから、資格がなかつたこと自体がおかしいわけであります。介護にかかる介護福祉士につきましても幾つかの危惧される問題がございますので、以下具体的な御質問をさせていただきたいと思います。

最近の福祉の現場では、若い高学歴の人たちが多く働くようになってきたと聞いております。しかし、老人ホームで見ますと、現場で中心となつて頑張っている人たちというのは、特に歴史の古い施設ほど社会福祉の大変な時代に仕事につきまして、そして自分の身を削るような仕事をしてきた人たちでございます。介護の仕事は今後ますます重要性を増していくと思いますが、このような長年介護業務に携わってきた施設寮母の方たちとか家庭奉仕員が報われる制度なのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(小林功典君) 先生おっしゃいましたように、確かに長い歴史を持つ特養その他の社会福祉施設あるいはホームヘルパーの世界で大変御苦労をいただいて、ベテランの方が活躍されちゃります。そういった方たちのお力は今後ともお願いしたいと思っておるわけでございますが、今回のお資格制度の創設に伴つてそういう方たちにどう

うするんだと、こういう御質問の趣旨かと思いまして、一つは実務経験を中心とした資格取得システムをつくております。

本来ですと、介護福祉士で申しますと、コース二年の養成課程を経て資格を取る、それに対しまして実務経験を経た人についても別途のルートで資格が与えられる、こういう措置をとつておりますので、そういう資格を取つていただく方はぜひ取つていただきたいし、それからあくまでこれは名称独占制度でございますから、そういうベテランの方たちがそのまま今までどおり働きたいだくということであればそれもそれで自由ということでおられます。

○糸久八重子君 実務経験のある方の場合には国家試験が要求されるわけですが、この制度が創設されますと、当然有資格者というのは若い人が多くなると思われるわけです。そこで、資格のある方と一緒に職場で働くという状況になるわけで、資格のある方が若い方で、そうでなくして長い間実務経験のある中高年の方たちもたくさんいらっしゃる、そういう場合に資格のある方といふことで、資格のある方が若い方で、そうでなくして長い間実務経験のある中高年の方たちもなかなか差別が生じてこないだらうかということが大変心配されるんです。

また、当然資格制度ができますと、やはり採用する場合に、資格を持っている方たちを優先的に採用して無資格の方たちが職場を奪われはしないかというようなそういう心配もあるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(小林功典君) 社会福祉士制度もそれから介護福祉士制度もいずれも共通でございますけれども、いずれも福祉に関する相談、援助、あるいは介護について一定の知識、技術を有するといふことで名稱の独占を認める、いわゆる名稱独占制度でございます。したがいまして、今先生もお触れになりましたように、例えば資格を持たない方が業務に従事できるかと、これはもちろんそ

うしたことでもござります。それから資格を任用条件とすることは考えておりませんので、資格があるなしによって任用に差が出るというものでもございません。またさらに言えば、資格の有無によつて待遇に差も設けるつもりはございません。

したがいまして、資格の有無によつていろんな面で差がつくということはないということは申し上げられると思います。

○糸久八重子君 もう一つ、資格の法制化によってボランティア活動を阻害するおそれはないのでござります。

○政府委員(小林功典君) 実は、この資格をどういう形でつくるかというのを議論しました際に、業務独占の問題があつたわけでございます。その際に、今先生おっしゃいましたボランティアの方、こういう方たちには私どもはぜひ今後とも大いに活躍していただきたいということを考えまして、そういう業務を一定の資格がある人に限つて行わせるいわゆる業務独占というのはこの福祉の世界にはなじまぬだらうということで今回御提案申し上げているような名稱独占制度にしたわけでございます。

したがいまして、そこからもおわかりのようないいながら、やはり生きて生活をしていらっしゃる方たちは、当然生活上の世話を仕事に組み入れられることになるのではないかと思います。

○糸久八重子君 この資格は名稱独占で業務独占ではないと何回もおっしゃられておるわけですけれども、これはまた後の質問とも関連するわけですが、実際に、例えば介護士さんを依頼する場合に、有資格者の方を要求する人が必然的に多くなれども、これはまた後の質問とも関連するわけですが、実際には、例えば介護士さんを依頼する場合に、有資格者の方を要求する人が必然的に多くなるんじゃないかなということも予想されるわけですね。

例えれば一つ褥瘡を例に挙げますと、介護でいるいる身の回りの世話を行つたけれども褥瘡があるので、ちょっとその辺の簡単な手当てを恐らく資格がなかつた場合にはしていただかもしませんけれども、今度資格ができますとそういうことはできなく、このことは看護婦さんにお願いしなければならないというようなことになつて、仕事の枠を縛られるような状況になるのではないかということが想像されるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(小林功典君) 先生のお話にもございましたように、介護福祉士の方は寝たきり老人等の日常生活上の介護という業務でございます。それに対して看護婦さんは傷病者、いわば患者が対象にして診療の補助あるいは療養上の世話を

いうことでやつていただくなげであります、片や福祉の分野、片や医療の分野と、こうしたことで一応整理ができます。

ただ、現場へ参りますと、おっしゃいますように確かに接点になるような事態がいろいろ発生するかもしれません。そこら辺は十分留意しなければならぬと思いますが、要するに、看護婦さんが行う医療行為あるいは看護行為について介護福祉士が介入することは、これはぜひ避けなければならぬということです。

その点につきましては、実は養成課程、これから検討いたしますが、養成のカリキュラムの中にそういうものを十分盛り込んで、いやしくも医療行為にわたるようなことのないようにということを十分教育するつもりでおります。

なお、法案をごらんいただきますとおわかりのようだ、この法案の中には、介護福祉士の業務を行つて医師その他の医療関係者の関与が必要な場合には、これらとの連絡する等の連携を保たなければならない、つまり医療関係者との連携の規定が盛り込まれておるわけでござります。

看護の例をお出しなりましたけれども、看護福祉士だ、こういうことでございまして、治療の必要がありながら介護福祉士が余りいつまでも自分でやつてているというのは、これはやはり看護婦さんである、看護をつらぬようにするのが介護福祉士だ、こういうことでございまして、自分の必要とする必要があるし、それは先ほど申し上げたように養成課程でも十分教育する、こういうことでございます。

○糸久八重子君 確かに四十七条に「医療関係者の連携を保たなければならない」と書かれてありますけれども、その医師とか看護婦さんとかと

の連携は、具体的にはこれから考えていくといふことなんですね、今の御答弁です。

○政府委員(小林功典君) 連携をとるということはもう法律案にはつきり規定しておりますし、また教育の課程でも教える。ですから、これはそれでもう決まつておるわけでございます。ただ、教育の課程でどういう格好で教えるかという点がこれから検討するということであります。

○糸久八重子君 資格をつくることによつて、資格を持たないとつけない職種の出るとは考えられますか。有資格者でないとつけない職種というのを考えられますか。

○政府委員(小林功典君) 単なる名称独占でありますから、その資格を持たなければある職につけないということはございません。

○糸久八重子君 福祉関係三審議会の意見具申を読んでみますと、資格を有する者で充てるべき職種と、それから資格を有する者で充てることでの起きる職種というふうに分けて書かれてあるんですね。ですからその辺でちょっと心配になつたんです。

○政府委員(小林功典君) それは合同企画分科会のことでしょうか——ちょっととそういう記述があるのを私、記憶がございませんが、いずれにしろ先ほど申しましたように、一定のレベルに達していれば名称を使ってよろしいということを決めております。

ただ、少なくとも言えることは、この試験の事務というのは厚生大臣にかわつて公の試験を実施する、そういう機関でございますから、しつかりした内容を持つ公正な団体を指定するつもりでございます。

○糸久八重子君 介護福祉士の資格要件で、介護に係る技能検定の合格者とありますけれども、これがどういう内容でしようか、簡単に御説明ください。

○政府委員(小林功典君) 家政婦さんの中に、実際に家庭に入つてお年寄りなんかのお世話をしている方がいらっしゃるようであります。そこら辺に着目されまして、労働省の方で介護についての技能検定制度を設ける御意向があるようであります。その場合に、それと私の方の介護福祉士をどういうふうに連携をつけるかということが政府部申しますと、要するに労働省がこれからおやりになる、そういう介護に関する技能検定というものが厚生大臣が行う介護福祉士の資格試験とほぼ同様

ましてはどうじうどころに委託するかにつきまして法律に規定がございます。民間委託する場合のことなんですね、今の御答弁です。

○政府委員(小林功典君) 連携をとるということはもう法律案にはつきり規定しておりますし、また教育の課程でも教える。ですから、これはそれでもう決まつておるわけでございます。ただ、教育の課程でどういう格好で教えるかという点がこれから検討するということであります。

○糸久八重子君 資格をつくることによって、資格を持たないとつけない職種の出るとは考えられますか。有資格者でないとつけない職種というのを考えられますか。

○政府委員(小林功典君) 単なる名称独占でありますから、その資格を持たなければある職につけないということはございません。

○糸久八重子君 福祉関係三審議会の意見具申を読んでみますと、資格を有する者で充てるべき職種と、それから資格を有する者で充てることでの起きる職種というふうに分けて書かれてあるんですね。ですからその辺でちょっと心配になつたんです。

○政府委員(小林功典君) それは合同企画分科会のことでしょうか——ちょっととそういう記述があるのを私、記憶がございませんが、いずれにしろ先ほど申しましたように、一定のレベルに達していれば名称を使ってよろしいということを決めております。

ただ、少なくとも言えることは、この試験の事務というのは厚生大臣にかわつて公の試験を実施する、そういう機関でございますから、しつかりした内容を持つ公正な団体を指定するつもりでございます。

○糸久八重子君 介護福祉士の資格要件で、介護に係る技能検定の合格者とありますけれども、これがどういう内容でしようか、簡単に御説明ください。

○政府委員(小林功典君) 家政婦さんの中に、実際に家庭に入つてお年寄りなんかのお世話をしている方がいらっしゃるようであります。そこら辺に着目されまして、労働省の方で介護についての技能検定制度を設ける御意向があるようであります。その場合に、それと私の方の介護福祉士をどういうふうに連携をつけるかということが政府部申しますと、要するに労働省がこれからおやりになる、そういう介護に関する技能検定というものが厚生大臣が行う介護福祉士の資格試験とほぼ同様

レベルであるということであれば、技能検定合格者はそのまま介護福祉士の資格を取得していただけ結構だと、こういう趣旨でございます。

○政府委員(小林功典君) 連携をとるということはもう法律案にはつきり規定しておりますし、また教育の課程でも教える。ですから、これはそれでもう決まつておるわけでございます。ただ、教育の課程でどういう格好で教えるかという点がこれから検討するということであります。

○糸久八重子君 次に、養成の部分に入りますけれども、両士の養成に当たつてカリキュラムについて結構だと、こういう趣旨でございます。

○政府委員(小林功典君) 両福祉士の養成課程のカリキュラムの問題でございますが、これにつきましてはこの準備期間中に各方面の御意見を聞きまして、これから省令を決めるという運びになると思ひますけれども、基本的な考え方を申しますと、社会福祉士の方は相談、援助、それから介護福祉士の方は入浴、排せつ、食事等の各種の介護と、こういうことをやるわけですが、そういった意味で社会福祉士の場合で言えば実践的な介護福祉士の方につきましては熟練した介護技術というものが必要なだろうと思ひます。

したがいまして、このカリキュラムを編成する場合には、あるいは教材も同様でございますが、実技、実習というものを重視したそういう内容にしたいものだということで、これからも関係方面と相談をするつもりでおります。

○糸久八重子君 社会福祉教育懇話会の発言の中にも、実習教育の重要性を提言しておるわけですから、ぜひともその実習教育ということとの重視を今後お願いしたいと思います。

それから、両福祉士は仕事の内容が違うのですけれども、今度の法制化に組み込まれておりません医療社会福祉士、この資格化と法制化の見込み

についてはいかがですか。

○政府委員(竹中浩治君) 医療ソーシャルワーカーでございますが、本年の三月の、新たな医療関係職種の在り方に関する検討会の中間報告におきまして、医療ソーシャルワーカーについて速やかに法制化すべきであるという御報告をいただいておるわけでございます。

ただ、その法制化に当たりましては、医療関係職種としての業務の範囲、それから養成課程、この二点につきましてもう少し検討、調整が必要だとされております。したがいまして、現在この点につきまして関係者間の意見調整を図っているところでございます。この関係者間の意見調整の結果等を踏まえまして、成案が得られました段階で早期に国会へ提出できるよう努力をする所存でございます。

○糸久八重子君 二条の関係で、「社会福祉士」、それから「介護福祉士」、こういろいろ書いてありますから「業とする者をいう」、そういう「業とする者をいう」とありますけれども、このことは、この両士は看板を掲げて商売をすることができるのでしょうか。

○政府委員(小林功典君) 理論的には「業」でありますから、自分で看板を掲げて営業するということはあり得ると思います。

ただ、この社会福祉士の場合を考えますと、日本の現在の状況ではそういう、例えばケースワークトというようなことを有料でやるのが営業として成り立つかどうかということになりますと、なかなか難しかろうという気もするわけでございまして、したがいまして、実際問題として考えますと、例え社会福祉施設に勤務するとか、あるいは民間のサービス企業に従事するとか、あるいは社会福祉協議会などのようなところへ勤務するとか、そういう形態が恐らく一般的というか、多いのではないかと思います。

ただ、「業」でありますから、個人の営業も可能でありますし、それから雇用されて行う業務も可能であります、実際問題としては、先ほども私

が申し上げたような格好になるんじゃなかろうか

と思います。

○糸久八重子君 次に、二条一項の解決なんですが、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う」というふうに書いてあるわけですね。その辺はいかがなんですか。

○政府委員(小林功典君) 恐らく先生の頭の中には生活保護みたいなことの御認識がおありになるんじゃないかと思いますけれども、確かに法律の中には経済上の理由によりというのは入っておりません。これにつきましては、いわゆる純然たる経済上の理由による問題ケースというものは、本来は公的機関でありますところの福祉事務所がございまして、そこへ御相談いただくことになりますので、ここに特に入れなかつたわけであります。

ただ法文上そういう経済上の理由という文言はありませんけれども、具体的なケースを考えますと、例えば「身体上若しくは精神上の障害がある」という、そういうことで経済的に窮屈しているというケースもあるわけでありまして、そういうふうなことを含めて御相談に応ずるということが大いにあり得ることだと思います。

○糸久八重子君 今お話をございましたとおり、社会福祉士といふのは福祉事務所の機能の一部を分担することになるわけですね。そうしますと、現在の社会福祉主事との関係はどうなりますか。

○政府委員(小林功典君) 社会福祉主事はそれなりに法律ではつきり規定がされておりますので、一応社会福祉士と社会福祉主事といふのは別建で、中には入りませんね。

社会福祉主事の仕事を狹めるというお考えはこの中には入りませんね。

○政府委員(小林功典君) 今回のこの法律案との関係におきましては、そういうことは考えておりません。

ただ、全体の見直しを今現在三審議会の合同企画分科会で統けてもらっております。その中には確かに福祉事務所のあり方、これも一つの大きなテーマになっております。まだ中間的な段階でありますから、結論をとやかく申し上げる段階ではありませんけれども、大きなテーマにはなっております。

○糸久八重子君 先ほど養成のところでちょっと言い忘れたわけですねけれども、やはり人に対しても接する職業、例えば学校の教師も同様なんですかね。これにつきましては、いわゆる純然たる士、この両士もそうなわけですねけれども、結構に優秀な技能やそれから豊富な知識は要求されますが、これは持っていることにこしたことはないわけですねけれども、やはり人に接する仕事というのは、豊富な知識も要求はされるけれども、それ以上に要求されるということは、やはり他人の痛みがわかったり、それから心根が優しかったり、そういうことが要求されると思うのですね。

ですから、養成のカリキュラム、前に論議いたしましたけれども、そういうカリキュラムの内容につきましても、それから国家試験の内容にいたしましても、そういう部分をより焦点を当てるお願いをしたいということは、これは私の方のお願いでございます。

○糸久八重子君 それで、新しい法制定に当たって大臣の御決意をお伺いさせてください。

○国務大臣(齋藤十朗君) 冒頭にも申し上げましたように、これから長寿社会を迎えるに当たりまして、できれば在宅で老後を送っていただくということが大事であります。そういう際にも介護等について非常な大きな需要が出てまいります。

も、場合によっては准看護婦さんの方から指揮命令をされるというような事態も生じますね。ちょうどこの辺を伺っておきたいんです。

○政府委員(小林功典君) 准看護婦さんは要するに医療の領域で御活躍いたくわけでございまして、介護福祉士はそのまま決意を新たしておるところでござります。

准看護婦さんは要するに医療の領域で御活躍いたくわけでございまして、介護福祉士はそのまま決意を新たに准看護業務としてははつきり分かれていますので、指示をいたなくということはないだらうと思います。それからレベルのお話がございましたけれども、私もそういう意味で看護婦さんなり准看護婦さんとのバランスというよりも、むしろ福祉の業務としてははつきり分かれていますので、指示をいたなくということはないだらうと思います。

○糸久八重子君 それで、准看護婦さんは准看護婦さんだけでございます。准看護婦さんはまさに高卒二年でございまして、福祉の系統で言えば保母さん並みの資格ということで介護福祉士の資格を考えたわけであります。

准看護婦さんは准看護婦さんだけでございまして、准看護婦さんは准看護婦さんだけですから、レベルのお話がございまして、准看護婦さんは准看護婦さんだけですから、准看護婦さんは准看護婦さんだけです。

○糸久八重子君 それで、准看護婦さんは准看護婦さんだけです。准看護婦さんは准看護婦さんだけです。准看護婦さんは准看護婦さんだけです。

○糸久八重子君 終わります。

○千葉景子君 今審議をされております外国医師さんと介護士さん、まあ仕事の範囲は別であって

の関連する法案について若干お尋ねをしたいと思います。

今回の法案に関連をいたしまして厚生省が作成されました法律案の参考資料によりますと、我が国で外国人で医師の本免許を有する者の人數というのが過去累計で四千五百十九人、明治以降といふことで表記をされているわけですけれども、これは、現在の外国人の医師のはつきりした数といふのはわからないものなんでしょうか。

○政府委員(竹中浩治君) 医師につきましては、二年に一回医師調査というものを実施いたしております。現在の時点でも最も新しい資料は五十九年の医師調査でございまして、五十九年末現在で、この調査によりますと、外国人医師は千八百八十三人でございます。

○千葉景子君 実際にわかる数字があるようですので、今度は資料の方にもぜひ載せていただきたいと思うんです。

ところで、先ほどのこの作成されました資料によりますと、外国人が日本の医師免許を、本免許といふんでしょうか、取得した場合には、医療行為を行ふに当たってはとりわけの制約はないといふこと

うことで記載がなされておりますが、医療行為としてのものプラス、例え特別な職務につくとかあるいは資格を得るのに外国人であるということと何か制約を受けているようなケース、こういうものは、厚生省の管轄でよろしいんですけども、ござりますでしょか。

○政府委員(竹中浩治君) 医療行為につきましては、我が国の医師免許を取られました外国人の医師につきまして特段の制限はございません。ただ、非常に特異な例といたしまして、例えば国家公務員で国立病院に外国人医師が勤務をされる。しかし、実際にその病院の方針を決定したりする病院の管理者には原則なれないということになります。

○千葉景子君 そうすると、厚生省の管轄で特に問題になるようなものと言えば、国立病院の管理者たる医師といいますか、そういうことになるん

でしょか。

ところで、つい先日なんどござりますけれども、五月十四日の新聞報道等によりますと、在日朝鮮人のお医者さん、これは医師免許を持つてお方のようですが、精神衛生鑑定医に申請をして却下をされたという事例、そしてそれにについて在日朝鮮人の皆さんが厚生省に申し入れをなさったという記事が載つていたわけでございますけれども、これにつきましては、何か今お話しをお聞きすると、国立病院の管理者ぐらいが制約を受ける場合だということなんですかとも、この精神衛生鑑定医についてはどういう理由で認められないでしょか。

○政府委員(仲村英一君) 精神衛生の鑑定医に外国人がなれるかというお尋ねだと思いますが、都道府県知事が自傷他害のおそれのある精神障害者に対しても入院措置を行うに当たりましては、御承知のように精神衛生鑑定医の診察の結果に基づかなければならぬということになつておるわけでござります。

ところで、先ほどこの作成されました資料によりますと、外国人が日本の医師免許を、本免許といふんでしょうか、取得した場合には、医療行為を行ふに当たってはとりわけの制約はないといふこと

うことで記載がなされておりますが、医療行為としてのものプラス、例え特別な職務につくとかあるいは資格を得るのに外国人であるということと何か制約を受けているようなケース、こういうものは、厚生省の管轄でよろしいんですけども、ござりますでしょか。

○政府委員(竹中浩治君) 医療行為につきましては、我が国の医師免許を取られました外国人の医師につきまして特段の制限はございません。ただ、非常に特異な例といたしまして、例えば国家公務員で国立病院に外国人医師が勤務をされる。しかし、実際にその病院の方針を決定したりする病院の管理者には原則なれないということになります。

○千葉景子君 そうすると、厚生省の管轄で特に問題になるようなものと言えば、国立病院の管理者たる医師といいますか、そういうことになるん

ではないだろうかというふうに思いますがけれども、同じような事例といいますかケースとして

は、例えば予防法においての指定医などのケースが考えられるんですねけれども、これはどのよう取り扱われているんでしょか。

○政府委員(仲村英一君) らいの指定医につきましては過去にそういう事例がございませんでしたので、実態として外国人である医師が指定されたかどうかという事例がないわけでございますけれども、これにつきましては、何か今お話しをお聞きすると、国立病院の管理者ぐらいが制約を受ける場合だということなんですかとも、この精神衛生鑑定医についてはどういう理由で認められないでしょか。

○千葉景子君 近年におきましてはらいの問題もほとんど解決済みということでござりますので事例もいかと思いませんけれども、この昭和三十六年、何か精神衛生鑑定についてかなり厳しく制約をしなければいけない、例えば、お医者さんには大変失礼な言い方になりますけれども、鑑定医そぞらが直接に病院に引っ張つていつてしまふことがあります。すなわち、精神衛生鑑定医が行ういわゆる鑑定業務といふのは、今お話しの出でおりました単なる医療行為というふうではなくて、場合にればならないということになつておるわけでござります。

したがいまして、このよな形で外国の方が公権力の行使に携わる公務員になることができないとする法理と同じ考え方で立ちまして、精神衛生法上も法律では明定されおりませんが、一般的に外国人である医師については精神衛生鑑定医の指定する効果を持つというふうに考えられるわけ

ございます。

したがいまして、このよな形で外国の方が公権力の行使に携わる公務員になることができないとする法理と同じ考え方で立ちまして、精神衛生法上も法律では明定されおりませんが、一般的に外国人である医師については精神衛生鑑定医の指定する効果を持つというふうに考えられるわけ

○千葉景子君 現在、かなり我が国も国際化が進んでおります。とりわけ在日朝鮮人の皆さんと日本との実質的な境界線といふのはかなり薄れてきている。そして法律の面でもいわゆる外登法の改正なども呼ばれているのが実情でございます。

そして鑑定業務というのも公権力の行使とはいましてもそのものというわけではありませんし、お医者さんそのものも医師免許そのものには欠けるところがないわけでございますので、不必

要な差別取り扱いはぜひ避けさせてください。それでも、一般的に考えますれば、先ほど申し上げたような論理から、恐らくもしそういう事態が起きれば私どもとしても鑑定医と同様の処理をするというふうに考えられます。

○千葉景子君 お尋ねだと思いますけれども、この昭和三十六年、何か精神衛生鑑定についてかなり厳しく制約をしなければいけない、例えば、お医者さんには大変失礼な言い方になりますけれども、鑑定医そぞらが直接に病院に引っ張つていつてしまふことがあります。すなわち、精神衛生鑑定医が行ういわゆる鑑定業務といふのは、今お話しの出でおりました単なる医療行為というふうではなくて、場合に

よつては患者本人の意思に反しまして精神病院に入院させるという重大な公権力の行使について、鑑定医の判断が都道府県知事の判断を実質的に決定する効果を持つというふうに考えられるわけ

ございます。

したがいまして、このよな形で外国の方が公権力の行使に携わる公務員になることができないとする法理と同じ考え方で立ちまして、精神衛生法上も法律では明定されおりませんが、一般的に外国人である医師については精神衛生鑑定医の指定する効果を持つというふうに考えられるわけ

○千葉景子君 現在、かなり我が国も国際化が進んでおります。とりわけ在日朝鮮人の皆さんと日本との実質的な境界線といふのはかなり薄れてきている。そして法律の面でもいわゆる外登法の改

正なども呼ばれているのが実情でございます。そして鑑定業務というのも公権力の行使とはいましてもそのものというわけではありませんし、お医者さんそのものも医師免許そのものには欠けるところがないわけでございますので、不必

要な差別取り扱いはぜひ避けさせてください。それでも、一般的に考えますれば、先ほど申し上げたような論理から、恐らくもしそういう事態が起きれば私どもとしても鑑定医と同様の処理をするというふうに考えられます。

○千葉景子君 今ちょうど精神衛生法の改正などが厚生省の方でも準備をしていらっしゃるわけですから、これがでございますけれども、この先指定医という問題が出てくるかと思ひますけれども、この先指定医といふ問題がでございます。

○千葉景子君 お尋ねだと思いますけれども、その資格等についていかがでしょか。

○政府委員(仲村英一君) ただいまお願いしておられます精神衛生法の改正法案におきましては、御指摘のように精神衛生法の改正法案においては、御創設したいというふうに考えておりますが、この指定医といふのは今問題になりましたいわゆる從

業の鑑定業務のほかに一般の精神病院におきます医療保護入院、新しい名前でございますが、医療保護入院等の入院の要否でございますとか、行動

制限の要否の判断を行ふことで新たな指定をしたいと考えております。

外国人医師につきまして、ただいま大臣からお答えいただきましたように、鑑定業務については私どもとしてはすぐそなういう方向へ直すということは難しいと考えておりますけれども、ただい申し上げましたそれ以外の指定医の職務につきましては当然従事が可能と考えておりますので、改正後につきましては、外国人のお医者さんで日本医師免許を有する方につきましては、指定の要件が整いますれば指定医として指定する方向で検討してまいりたいと考えております。

○千葉景子君 ちょうどこれは土曜日の新聞でしょか、厚生省には直接かわらない問題でござりますけれども、在日韓国人の方が大阪で高校の先生に採用をされた、そういう話題が報道されていたわけですけれども、このように在日朝鮮人の皆さん、かなり日本の国民と同等な生活もされているというところですので、例えば在留期間などで一定の要件を付した上でいろいろな資格を付与していくとか、いろいろな形がとり得るかと思ひます。ぜひその辺を前向きに検討いただきたいと思います。

○国務大臣(高藤十朗君) 先ほども申し上げましたように、行政上の公権力の発動といふとらえ方、こういう観点から考えまして、その部分につきましては大変難しい問題があろうかと思ひますが、できるだけ外国人の方々にも参画をしていましただけ外國人の方々にも参画をしていましただけのように、他の分野については柔軟に対応できるよういたしたいと考えます。

○千葉景子君 終わります。

○中野鉄造君 先ほどからの同僚委員の質問と重複をできるだけ避けて二、三お尋ねいたします。

今回の資格制度を設けることに賛成の立場からをしたいと考えております。

外国人医師につきましては、鑑定業務については私どもとしてはすぐそなういう方向へ直すということは難しいと考えておりますので、改正後につきましては、外国人のお医者さんで日本医師免許を有する方につきましては、指定の要件が整いますれば指定医として指定する方向で検討してまいりたいと考えております。

○千葉景子君 ちょうどこれは土曜日の新聞でしょか、厚生省には直接かわらない問題でござりますけれども、在日韓国人の方が大阪で高校の先生に採用をされた、そういう話題が報道されていたわけですけれども、このように在日朝鮮人の皆さん、かなり日本の国民と同等な生活もされているというところですので、例えば在留期間などで一定の要件を付した上でいろいろな形がとり得るかと思ひます。ぜひその辺を前向きに検討いただきたいと思います。

○中野鉄造君 先ほど來の質問を聞いておりまして、端的に申しまして、この資格を取得することには何かオーバーライズするというような印象が強いわけですが、先ほど答弁の中にもありますように考えますと、大変重要なことであるということをうに考えております。

○政府委員(小林功典君) 福祉に関するマンパワーの確保と、そして、資質の向上というものに資してまいれるものというふうに考えますと、大変重要なことであるということをうに考えております。

○中野鉄造君 先ほど來の質問を聞いておりまして、端的に申しまして、この資格を取得することには何かオーバーライズするというような印象が強いわけですが、先ほど答弁の中にもありますように考えますと、大変重要なことであるということをうに考えております。

○政府委員(小林功典君) 福祉に関するマンパワーの確保と、そして、資質の向上というものに資してまいれるものというふうに考えますと、大変重要なことであるということをうに考えております。

○中野鉄造君 先ほども質問が出ておりましたけれども、このメディカル・ソーシャル・ワーカーについて今日は今日鋭意検討中であるということになりました。しかし、近々成案を得てこれが動き出しましたときに、この社会福祉士との業務分担というものは明確にできるわけですか。例えば病状の状態にある者、こういった人たち、新たに設けられました第一に、社会福祉士は福の分野においてお尋ねいたしまして、この成立を合意が一致してきました。

○千葉景子君 したがいまして、今回の資格制度ができます

るん資質の向上という意味も十分持ちますし、そしてまた、社会的な評価というのもこの資格化によって高まるということが考えられるわけあります。

○国務大臣(高藤十朗君) 本格化する長寿社会に向かって、福祉に対する需要というものは大変大きなものになり、また、国民的課題になるであろうというふうに思っています。そういう際に、受ける方々におかれましては、安心してこれが受けられるような、そして、質の高いサービスが受けられるような、そういう環境つくりをいたしてまいらなければならぬわけであります。

○中野鉄造君 福祉に関する相談援助業務、また、介護にかかる業務を質の高いものとして提供する、そういうふうに考えて育成する。そうすることによって、全体の福祉に関するマンパワーの確保と、そして、資質の向上というものに資してまいれるものというふうに考えております。

○政府委員(小林功典君) 「専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ」云々と、こうありますけれども、この「環境上の理由」とは一体どういうようなことを指すわけですか。

○中野鉄造君 一番端的な例を申し上げますと、家族の状況というようなものが考えられると思います。そういう周囲の家族あるいは地域といったものの環境上の問題というものであろうと思います。

○中野鉄造君 先ほども質問が出ておりましたけれども、このメディカル・ソーシャル・ワーカーについて今日は今日鋭意検討中であるということになりました。しかし、近々成案を得てこれが動き出しましたときに、この社会福祉士との業務分担というものは明確にできるわけですか。例えば病状の状態にある者、こういった人たち、新たに設けられました第一に、社会福祉士は福の分野においてお尋ねいたしまして、この成立を合意が一致してきました。

○千葉景子君 したがいまして、今回の資格制度ができます

ります。これに対して行う医療の分野の仕事でございます。

それから第二に、場所的な問題であります。社会福祉士の場合には在宅あるいは社会福祉施設というのが対象になりますけれども、M.S.W.の方は病院を中心として医療機関に勤務して仕事を行うと、こういう意味ではつきり業務としては区別することができます。

○中野鉄造君 介護福祉士の資格取得の方法として、職業能力開発促進法に基づく介護等に係る技能検定に合格した者、こうありますけれども、法定段階でこの制度はスタートできますか。

○政府委員(小林功典君) 労働省が来ていないよ

うでございますので私からかわってお答えいたしましたが、今まで労働省との関係でいろいろお話をしましたことによりますと、この法制定時にはまだ恐らくその技能検定はスタートしないと思います。

○中野鉄造君 次に、この社会福祉事業の基本法であります社会福祉事業法の改正について大臣にお尋ねいたしますけれども、社会福祉事業法は昭和二十六年制定を見てから三十六年を経過いたしております。その間、社会福祉事業も社会福祉ニーズの変化に応じて大きな変化をしてきつづりますけれども、法規制と現状との間にかなりのギャップができるといふんじゃないかと思いますが、この法自体の改正を検討すべき時期に来ているのではないか、こう思うわけですけれども、大臣この点どのように御認識ですか。

○国務大臣(高藤十朗君) 社会福祉事業法の問題でございますが、今先生御指摘をいただきますが、この法改定当時からは社会福祉の質また内容等も大きく変わつてしまつております。これに対応した社会福祉事業法に改めてまいらなければならぬ部分があつたというふうに私も考えておりま

す。昭和五十八年に市町村の協議を設置するといふ部分についてのみ若干の改正が議員立法において行われただけでございまして、抜本的にはこれを見直していかなければならない時期にあるといふふうに考えております。

そこで、現在、中央社会福祉審議会等合同企画

分科会におきまして、この社会福祉制度のあり方について中長期的視点から全般にわたり銳意検討をしていただいておりまして、その内容につきましては、この法改正に關係する事項といたしましては、入所施設を中心とした第一種社会福祉事業と利用施設を中心とした第二種社会福祉事業の区分等について、また第一番目といたしましては、ホームヘルパー、デイサービス等の在宅福祉サービス等を社会福祉事業とするかどうかというような問題、また第三番目には、施設福祉と在宅福祉、保健医療と福祉の連携、促進、こういったような問題がこの法改正にかかわる問題かと思いま

こういった問題を含めて全般的な社会福祉のあり方についてここで御検討をいたしておりますので、これらの結果が出ましたならばこれに基づいてなお検討をいたしたいと考えておるところでございます。

○中野鉄造君　急速な高齢化に入つてまいりますので、今大臣のお答えにもありましたように、私も種々な点で非常に不合理だという思いがするわけです。例えば現行法は、社会福祉施設の事業に

偏つておりますて、地域福祉活動並びに在宅福祉の諸事業には障害事業、相談事業を別にするところこれは規定されていないわけなんですね。こういう点は不合理だと思われますか。

○国務大臣(斎藤十郎君) 先ほど申し上げましたように、やはりこの法制定当時にはどちらかといえば施設福祉中心の考え方で法が制定をされているということは事実かと私も認識をいたしております。現在、施設福祉も重要でありますとともに、在宅福祉等が大変重要なになってきておるということを考えますと、私も先生のような御意見を持つものでございます。

○中野鉄造君 それに関連しまして、現行社会福利事業法は事業を第一種と第二種に区分しております。その区分の基準はこれは一体何なのか、今日でもこれを区分しておく意味があるのかどう

か甚だ疑問を持つわけです。

すなはちこの区分というものは、社会福祉法人を育成し施設を整備する過程においてはこれは意味を持つていたかもしませんけれども、今日ではこの区分の撤廃が検討されてしかるべきじゃないか、こう思うんですけれども、この点いかがでしょう。

○政府委員(小林功典君) この一種、二種の問題については、どういふのは合同企画分科会でもいろいろ議論になつております。法律の整理としては、先ほど大臣もちょっと触れましたように、第一種といふのは入所施設中心、第二種は利用施設を中心といふことでござりますけれども、それに先生のおっしゃるとおり在宅福祉という分野が出てきた、あるいは一種、二種の区分もこれでいいかどうかといふ問題意識は我々も持つております。まさに合同企画分科会の主要な議論のテーマになつておりますので、その帰趨を見守りたいと思います。

○中野鉄造君 一日も早く現状に合つた是正をひ

とお願いいたしたいと思います。終わります。
○斎藤タケ子君 それでは、社会福祉士及び介護
福祉士の法案についてお伺いをしたいと思いま
す。

本題に入る前に、まず運営についてであります。が、本法案は新法でありますし、しかも参議院先議ということでありながら、会期末ということでも本委員会には十数本の法律が洪水のように付託をされるというふうなこと、したがってきょうも定期例日ではありませんけれども、定期例日を全く無視してやつていいこうということを言われましたが、我党はそういう合意には参考をしておりませんので、国民生活に深くかかわりのある法案でござい

ますし、大変こういった運営のやり方については遺憾だと思うわけでございますので、そのことをまず表明しておきたいと思います。

社会福祉士及び介護福祉士法案につきまして

は、既に質疑の中で明らかにされておりますように、長年最も困難な分野で御奮闘いただいた福井関係者の皆さん方の御苦労の中で、しかも政府の中では、まさに総務庁では職業分類にさえもその他で一括をしてひっくりくるというふうなやり方をされておったわけでございますので、今回社会福

福祉専門従事者という形で確立をされるということの変更も言われておりますが、そういった点での資格制度の確立という点では、年来の御苦労を耐えてやつてこられた皆さんの御希望でもあり、強い御要望でもあり、そういった点では積極的な意味を持つものだと思うわけでございます。

しかし、そういうた積極面があると同時に多く

の問題点を含んでおると思いますので、わずかの時間ですか、問題点について御質問を申し上げたいと思っております。

まずこの法律なんですが、法律をちょっと拝見していくて思つたんですが、この法律案には理念や

ら使命感というののがさっぱり書いてないんですね。法の第一条には「社会福祉の増進に寄与する」としか書いてないんですけども、この目的は何ですか、ちょっと不思議に思つたんですがね。

○委員長(佐々木満君) 答弁の前にちょっとと申し上げておきますけれども、本委員会は理事会の決定に基づいて行わられておりますので、その点をひとつ踏まえて御質問、御答弁をお願い申し上げたいと思います。

○政府委員(小林功典君) 提案を申し上げています社会福祉士法及び介護福祉士法はいわゆる資格法でございまして、事業法ではございません。したがいまして、事業法でございますと目的とかいろいろ規範が入るのが通例でありますけれども、身分を決める資格法でございますので、今御提案申し上げているようなこういうスタイルが通例で

おぞらいます。
○杏脱タケ子君 資格法で身分法ではない……
○政府委員(小林功典君) 業法ではない。
○杏脱タケ子君 業務法ではないということなん

ですが、しかし非常に重要なんですね。例えば、

特にこれらの方々が仕事に携わる対象者というのではなく、お年寄りやあるいは身障者、といった方々が大部分対象者にならうと思うわけでございますが、そういう点では、福祉についての基本理念であります憲法二十五条、あるいは福祉六法等で定められている基本的な理念に基づく諸制度、こ

ういうものを身につけて今日の法制度の最高水準を福祉サービスに適用させていくという立場で相談や援助をしていくことが最も適当ではないかと思うのですが、そういった点での使命や理念というようなものは、これは抜きですか。その辺がちょっと不安に思うんですよ。

先生ほど申し上げたとおりでございますけれども、先生おっしゃったような例えば老人福祉あるいは身障者福祉といった、そういうものの理念、これは大変重要でございますし、それから、今回の法律で資格を取られる方にとって大変重要な問題だ

ということはそのとおりでございます。したがいまして、例えば社会福祉士あるいは介護福祉士の試験あるいは養成といった面でそういうものが十分反映されなきをいへません。

そういう意味で一つの例を申しますと、養成課程のカリキュラムの中にはまさに社会福祉概論あるいは老人福祉法、あるいは社会保障の全体の概論、あるいは身体障害者福祉法といった個別の福祉法、これはずっと教育をしてまいりますので、そこでしつかり身につけていただいて、それで実際に仕事をしていただく、こういう格好で先生の御趣旨を全うできるんではないかと思います。

◎看護タケ子君 やっぱり法律に明記をされていないというのは不安を感じますね。その点では、他の士司法との関係から見ましても非常に不十分じゃないかというふうに思います。

時間がありませんから次にまいりますが、今回この資格法が成立して制度が導入されると、ますます関係者の処遇改善、賃金とか労働条件、そういうふたつ改善につながるのかということ。具体的に言

えば、福祉施設に対しても、その処遇改善を要する措置費など財源措置がやられるのかという点。これは関係者の非常に強い期待のあるところなのでお伺いをおきたいと思います。

○政府委員(小林功典君) 今度のこの資格法でありますと、長年の関係者の悲願が達成するという意味で大いに意味があると思います。先ほどもちょっと触れましたように、関係者の新しい励みになりますとか、あるいは資質の向上に通ずるとか、あるいは社会的な評価が上がるとか、そういうふたメリットはもちろんございます。

ただ、今御指摘になりましたように、現実に働いている方の給与が上がるとか、あるいは労働条件が変わるとか、そういうことは考えておりません。

○資脱タケ子君 それじゃ、処遇改善は具体的には、措置費に財源増をしていくとか、そういうことは政府としては並行しておやりにならないんですか。

○政府委員(小林功典君) 考えておりません。

○資脱タケ子君 それじゃもう一つ。職場の皆さん方の大変期待の大きいところは、今地方自治体で福祉行政に携わっている方あるいは福祉施設で働いている人にとって、それじゃどういうメリットがあるかということなんですね。

具体的に言いますと、どういうことが起こっているかといいますと、例えば臨調・行革でいろいろ人減らし、配転などというものも起こっていますね、地方自治体では。極端な場合には、福祉事務所におつてケースワーカーとして働いていた人が消防署へ配転になるとか、これは現実にある問題ですが、とてもない分野の違いというようなことなどが起こっているんですが、少なくとも資格法が成立したらそんなことは食いとめられますか。

○政府委員(小林功典君) 地方公共団体における人事の問題でありますから、私から御答弁するのがいかどうかわかりませんけれども、一般的に考えましてもいろんな事情があるんだろうと思いま

す。私も若いころ県で公務員をやりましたけれども、資格と人事政策とを組み合わせた問題というものが幾つかあると思います。

具体的に言いますと、例え資格を取った方が果たして現役中ずっと最後までその分野で仕事をしたいと考えておられるかどうか、あるいは違つた面もあるかもしません。それから県とか市町村の人事政策としまして、なるべく幅広く経験させて幹部にするというような面もございます。

そういう意味で、資格を取れば必ずそこですべとやらなきやいかぬというわけにもいかないケーズがある、あるいはそういうケーズもあるかもしれません。だから、その辺は一概に言えるものではないんですね。かくいうのが、これは一般的な感想みたいなものでございますが、そのような感じでございます。

○資脱タケ子君 ケースワーカーとして福祉事務所で働いている方が消防署へ配転になった、これは本人の希望じゃないですよ、心ならずもです。

そういうことというのは、せめて資格制度が確立されたら食いとめられるというぐらいいふことがなかつたら、本当に何のために資格法をつくるのかわから不再いと思いますが、それはどうですか。

○政府委員(小林功典君) 何と申しましてもこれ

ようにならひ何らかの形での援助をしていくてほしいものだなと思います。

それから次に、先ほどもお話を出ておりましたかが、私も医療関係者の一人なので、医療関係で働くケースワーカーを適用外にしているというの非常に不思議だつたんです。その理由についてはさつきお話をあつたんだけれども、よくわからなかつたんです。なぜこれ一緒にやらないんですか。

かく医療と福祉がセットになつた接点で仕事をしているのが医療関係のケースワーカーなんですが、どうなんですか。

○政府委員(小林功典君) M.S.W.とS.W.、その基礎的な部分といいますか、ややカウンセリングとかケースワーカーとか、基礎的な部分は確かに共通部分がありますので、そういう御趣旨の御発言が

あるんだと思いますけれども、その点につきましては、この法案をつくる前に省内で随分いろいろ議論いたしました。関係者の御意向も伺いました。その際に、ソーシャルワーカーとメディカルソーシャル・ワーカーと一緒にするか、あるいは別建てにするかという議論がございました。

これは、先ほども御答弁申し上げましたように、片方は福祉の分野で働く、片方は医療の一環としてやるべきその辺ぐらいは、専門職として資格を与えるんだから、せめてそれはきちんと仕事をさせられるよう保証してあげたらどうですか。

○政府委員(小林功典君) 何と申しましてもこれ

祉士の方、それから介護福祉士の活躍の場というのは、今は施設とかあるいは行政とかというところでの仕事の分野というのが事実としてつかめるんですが、いわゆる民間福祉サービスという中ではどういうところで活躍分野があるのかなという点がちょっとつかみにくいくらいですね。厚生省のお考えを伺いたいと思います。

○政府委員(小林功典君) いわゆるシルバーサービスの分野でどこに働く場ができるかと、こういふことがわきにくくいうお気持ちはよくわかります。

まだ始まつたばかりの分野の仕事でございまして、今後いろんな形のものが出てまいると思います。したがいまして、今段階ではなかなかイメージがわきにくくいうお気持ちはよくわかります。

ただ、現在でもかなりというか、このシルバーサービスが普及しておりますが、その例から考えますと、こういう資格を取った方が活動する分野としましては、民間ホームヘルプサービスあるいは民間入浴サービス、それから有料老人ホーム、それから福祉機器のメーカーあるいは販売会社、

こういうところが一応考えられます。

○資脱タケ子君 それで、その入浴サービスとか、あるいは、いわゆる民間ヘルプサービスとか、あるいは介護福祉士の活躍分野なんだなと思うんだけども、社会福祉士はそんなとき何やりますね。

これから福祉機器のメーカーあるいは販売会社、

したがいまして、社会福祉士ができましたからと

いつて医療福祉士の方がなくなつたということではありませんで、今検討しているという方があまり現実的でありますから、別建てで走るという意味でございます。

○政府委員(小林功典君) これは実際やっている

題はこの程度にしますが、ちょっとよろわからぬ

ことです。

○資脱タケ子君 時間がありませんので、その問

題はこの程度にしますが、ちょっとよろわからぬ

ことです。

それから、いわゆる在宅介護体制の整備といふ

ことでやつておられるんですが、私よく概念がつ

かめないのでちょっと聞きたいんですが、社会福

ムをつくりまして、それに従つてヘルパーを派遣すると、こういうことでございます。

だから、単純に人を派遣するということではなくて、コーディネートも必要でございますし、プログラムの作成というのも必要である。そういうところで現にソーシャルワーカー的な方、今資格おられるという実例も現にございます。そういうチームとしてのコーディネーターと申しますが、そういう意味合いは非常に大きな役割だと思います。

○奮脱タケ子君 時間がありますので詳しく聞けませんが、シルバー産業という言葉には、私は実は非常に抵抗を感じているんですね。というのは、いわゆる社会的な弱者になった方が人間としての尊厳を与え、そして十分に生活ができる状況を保障していくといふ福祉のやり方というのは、從来公的なやり方になるとこれが福社法人ですね、そういうやり方でやつてきたわけですが、シルバー産業ということになるとこれは株式会社なんでしょう、純然たる企業、株式会社ですね。そこには非常に私ども怖いなとういうふうに発展させようと考えていらっしゃるのか、簡潔に聞きたいと思います。

○政府委員(小林功典君) 確かにシルバーサービスがおかしな形で伸びてきますと、これは大変な社会問題でございます。そこはもう、あくまで適正に節度を持った運用をしてほしいという気持ちを持っております。

そこで、一つの例が今度の資格者、これもそうですでございます。一つのシルバーサービスが適正に運営されていくために、やはり倫理観を持つた、しかも専門的な知識、技能を持つたいわゆるプロにその中で働いてもらう、これによつて企業の適正な発展というものが実現できるんじゃないかなというのが一つ。

それからもう一つの問題は、これは法律ではございませんが、去る三月に私の方で社団法人のシ

ルバーサービス振興会というものを発足してました。これは、関係のシルバーサービス会社が百数十社入ってできた社団法人でございますが、そこでは真っ先にやるのは倫理綱領の作成でございます。つまり、そういう団体をつくって、

有力なシルバーサービス企業がそこに入つて、だいてそこで自主的に規制をしてもらう、このいわば二本が現在シルバーサービスの節度ある發展のための我々のとつている施策でございます。

○奮脱タケ子君 私、なぜその企業、株式会社ではそれが成長産業などと言われ、喧伝をされたり、現行の公的施策の中でもいろいろ問題が出てきているわけでしょう。

時間があつたら詳しく述べ

れども、時間がありませんから少し申し上げておきたいと思いますが、現在やられていますホームヘルパー制度ですね。これは今二万五千人余りお

りますが、例えばこの運用がどんなふうになつてゐるかといつたら、ことしの四月かららしいんだけれども、障害者たどとかあるいは生活保護者あるいは非課税世帯のところに行く場合でも、一時

間六百八十円を立てかえ払いをして、後で償還払

いをしてもららうといふふうに変わつてきているん

ですってね。そういう制度にしたんだしよう。

だから、直接そのヘルパーさんに利用者が電話をかけるといふこともできる。電話をかけても、

重度障害者の方になれば、同じ六百八十円ならそ

んなしんどいことはいやだからといって断られ

る。第一、そんな非課税世帯とか、生活保護世帯

の方が一時間来てもらつたから六百八十円、一時

間来てもらつたから千三百六十円現金を払うとい

うその余裕がない。そういうことになつてくれれば

ついにお願いをしたくてもお願ひしにくくな

る、利用できなくなるという問題が現に大阪でも起つておきます。

現在の公的サービスの状況でもそういう状況が起つておりますから、そこへいわゆるシルバーサービスを払つて後から返してもららうといふ方が便利であればそういう道も開きますよといふ選択を広げた

産業ということで、企業であれば営利なしに企業をやるということはあり得ないわけですから、そういうことになつてくると大変だなというふうに思ふんです。

そこで、はつきりしなければならないのは、公的サービスをきちんと確立していく、そして一方でシルバー産業が組み合わされるということによって、所得のある人たちがいわゆるシルバー産業を利用になるというのはよろしいんですけども、こんなそれこそ八十、九十になつた老齢者が毎日来てもらうたびにお金を出さなくちゃならない、そのお金の心配をしなきゃならない、ということなつたら、それは生きがいを持って長生きするなんてなことができるにじやないと思うんですね。本当に惨めな状態に突き落とすと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○政府委員(小林功典君) 原則は確かに今までどおりでございますから、市町村にヘルパーの派遣を依頼する、そこからヘルパーを派遣してもらうというシステムは既として存在するわけで、それが原則でございます。ただ、それにあわせてそういう方が便利だとお考えの方がいらっしゃれば償還制という道もとり得ますよといふのを六十二年度予算に盛り込んでおるということでございますんで、今先生おつしやつたのはちょっと誤解だと思います。

○奮脱タケ子君 そういう点は既に不安が起つておりますから、そういう不安のないよう現行制度は運用していただきたいと思うんです。

最後にお聞きをしたいんですけど、やっぱり非常に不安だなと思うのは、シルバー産業で社会福祉士が担当して病人のところへ行く、お年寄りのところへ行く、障害者のところへ行くということでお年寄りのところへ行く、障害者のところへ行くといふことになつたら、これはいわゆる福祉六法に保障された本革をその方々に保障していくということにならない。逆に企業のセールスマンになりかねないという心配さえあるわけで、そういうことにならないような保障が非常に大事だと思います。

○奮脱タケ子君 そういう点は既に不安が起つておりますから、そういう不安のないよう現行制度は運用していただきたいと思うんです。

最後にお聞きをしたいんですけど、やっぱり非常に不安だなと思うのは、シルバー産業で社会福祉士が担当して病人のところへ行く、お年寄りのところへ行く、障害者のところへ行くといふことになつたら、これはいわゆる福祉六法に保障された本革をその方々に保障していくということにならない。逆に企業のセールスマンになりかねないという心配さえあるわけで、

そういうことにならないような保障が非常に大事だと思います。

○政府委員(佐々木満君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、対馬孝且君が委員を辞任され、その補欠として本岡昭次君が選任されました。

○政府委員(佐々木満君) 誤解があるといけませ

んで、ちょっと今の点お答えいたしますと、い

わゆる償還制と呼んでおりまして、お金を払つて

後から返してもらうという制度でございますが、

これは現在御審議をいただいている六十二年度予

算でお願いをしていることでございます。ですか

ら、まだスタートはしておりません。

それからその趣旨は、先生今おっしゃると違

いますて、つまり今までのシステムはそのまま残

しておいて、かつより便利なように選択の幅を広

げる。つまり今までどおりでもよろしいし、それ

から一々市町村にヘルパーの派遣を依頼して来て

もららうというのも面倒だ、むしろ直接呼んでお金

を払つて後から返してもらうといふ方が便利であ

ればそういう道も開きますよといふ選択を広げた

味でございます。

○奮脱タケ子君 いや、変わつたというのは、現金を今度は払うことになつたんでしょう、そんなことしてないですか。非常に不安が広がつていますよ、大阪では。

○政府委員(小林功典君) 原則は確かに今までど

おりでございますから、市町村にヘルパーの派遣

を依頼する、そこからヘルパーを派遣してもらら

うといふシステムは既として存在するわけで、それ

が原則でございます。ただ、それにあわせてそ

ういう方が便利だとお考えの方がいらっしゃれば債

還制といふ道もとり得ますよといふのを六十二年

度予算に盛り込んでおるということでございます

んで、今先生おつしやつたのはちょっと誤解だと

思います。

○奮脱タケ子君 そういう点は既に不安が起つ

ておりますから、そういう不安のないよう現行

制度は運用していただきたいと思うんです。

最後にお聞きをしたいんですけど、やっぱり非常

に不安だなと思うのは、シルバー産業で社会福祉

士が担当して病人のところへ行く、お年寄りの

ところへ行く、障害者のところへ行くといふこと

で、自分のところの産業のニーズに合うものを探

して歩くということになつたら、これはいわゆる

福祉六法に保障された本革をその方々に保障して

いくということにならない。逆に企業のセールスマ

ンになりかねないという心配さえあるわけで、

そういうことにならないような保障が非常に大事

だと思います。

○政府委員(佐々木満君) もう一つは、介護福祉士の場合でもそうです

が、介護福祉士の養成というのが、これは御計画

では七十五年までに一万八千人ですか、養成する

と言ふんだけれども、今家庭奉仕員二万五千人で

すね、そのうちの、二万五千人が重なるのかどう

か知りませんけれども、これではとても今の一萬

五千人で十分な行き届いたやり方に公的サービス

もなつてないわけですから、一万八千人しか養成

しないんだということになれば、これはそういう

資格者がおつても、無資格者を使って不十分な形の福祉を広げていくということにしかならないんじゃないかという心配があるわけです。

そのことは施設においてもそうだと思うんで、資格のある人が資格のない人たちとの間に、単なる名前独占だと言ふけれども、職場の中ではその人が管理的役割を果たしたり職場の中の团结がうまくいかなかつたり分断をしたり、あるいは資格のある人だけ雇つておいてあとはパートに切りかえて人件費を減らすというふうなことになりかねないのでないかということ、これは働くいいる現場の人たちも非常に不安がその面にあります。もう一つは、福祉を受ける利用者の側にも大きな不安があるというふうに思っていますので、その点はどうなんですか。

○政府委員(小林功典君) 今度は名前独占制度でございますので、その資格を取らなくて今までどおり仕事ができるというのが大前提でござります。したがいまして、この法案が成立いたしました。現在働いておるヘルパーさん、あるいは家庭婦さんの一部もやつておられるようであります。でも、現在我がお母さん、あるいは身障者の方々のニーズといふものに対してもいろいろなタイプのマンパワーが必要だ、これは今度の法案の前提でございますので非常に扱いの難しいお年寄りの方にはやはりそれなりの知識、技術を持った方でなければ対応できません。ですから、全体を資格化するということは考えておりませんで、そういう一部の方について資格を持つていただきたい、いわゆるプロとして育つていただきたい、これは私どもの気持ちでございます。

まあ一万八千人、一応の粗い試算でござりますが、昭和七十五年で一万八千人程度はどうしても必要だらうと思っておりますが、ただこれは名前独占でありますから、自由に資格を取ることができるわけであります。私ども考へているのは、最

低それくらい必要だらうということであります。が、恐らく公的なヘルパーさんの中にもこれを取れたいという方もいらっしゃるでしょうし、そ

れから、特に特養等の社会福祉施設については、

長年のかなり豊富なノーサーバーを持つた寡母さん等がいっぱいおられますから、そういう方も恐らく応募されるでしょう、それはもうそれで結構でござります。

ですから、一万八千人だけで絞るという意味じやございませんで、恐らく私はこれは最低限で、もつとたくさんの方が資格を取られるんだろうと思ひます。そういう方が全体の中のいわばリーダーとして活躍していただければ、福祉の水準も上がるお年寄りの福祉というものの格段に上がつていくだらうと、こういうことでございます。

○杏脱タケ子君 もう終わりたいんですけど、大臣に申し上げておきたいんですが、大臣

一言も物を言うでもらえてないんで、最後に大臣に申しあげておきたいんですけど、これは意見具申の中でも触れられております。「福祉サービスの供給体制が多様化していくが、もとより民間部門には限界があり」「公的な役割と責任の明確化のもとに、公的な施策は一層推進すべきものであることはいうまでもない」ということが書かれておりますが、シルバーアイドの進展というとの展望

これから質の高いサービスを提供していくように将来へ向けて努力をしていただくということに力を注いでおるわけであります。

しかしながら、今おっしゃられましたように、この民間のシルバーサービスだけできれども申しあげましたように、いち早くシルバーサービス振興会という団体法人を結成していただきまして、みずから質の高いサービスを提供していくように

将来へ向けて努力をしていただくということに力を注いでおるわけであります。

しかしながら、今おっしゃられましたように、この民間サービスに肩がわりをして公的な責任を回避するというような考え方方はさらさら持つていいわけではありませんで、公的な福祉サービスとして担当していかなければならぬ部分、すなわち基礎的な部分とか、また必要最低限の部分とか、そういったまた一つの基準を示していくようなサービスとか、そういうたよな部分においての公的福

祉サービスというのも一層充実をしていかなければならぬ。

今後とも在宅福祉、また施設福祉、こういう両面から一層の充実を図つてまいる覚悟でございます。

○委員長(佐々木満君) 以上をもって両案に対する御質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○国務大臣(森藤十朗君) これから迎えます長寿社会におきまして、高齢者の皆様方の福祉に対するニーズといふのは非常に多様化してまいるだらうというふうに思います。

先ほどからの先生の御質問の中にありました社会的弱者たる老人というお話をございましたが、社会的弱者でないお年寄りのニーズといふものもたくさん出てまいるだらうというふうに思うわけであります。

そこで、これより外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案について討議に入ります。

○委員長(佐々木満君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(佐々木満君) 御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、討論はないと認めます。

○委員長(佐々木満君) 本会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、討論はないと認めます。

これより採決に入ります。

外國医師又は外國歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

ムの編成及び試験については、既に相談援助あるいは介護の実務に従事している者の経験を尊重するよう十分配慮すること。また、養成カリキュラムの編成に当たっては、養成校等関係者の意見を尊重するとともに、福祉をめぐる諸条件の変化に即応するよう配慮すること。

三、福祉・保健・医療各施策の連携の一層の強化

を図るとともに、介護福祉士と保健婦・看護婦との連携等両福祉士とこれら各分野の関係者との連携のための措置を講ずること。

四、社会福祉士と福祉事務所との連携を密にするよう指導するとともに、福祉事務所の機能の充実を図ること。

五、介護等に係る技能検定と介護福祉士試験について、その水準のバランスを保つよう配意すること。

六、社会福祉士の相談援助が多様なサービスに

関連することにかんがみ、社会福祉士の養成に当たっては、ケースワークに関する実習の機会を十分確保すること。

七、その成長が予想されるいわゆるシルバー産業について、官利主義が高齢者の福祉を阻害することのないよう厳しく指導すること。

右決議です。

以上でござります。

○委員長(佐々木満君) ただいま糸久君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(佐々木満君) 全会一致と認めます。よ

つて、糸久君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、斎藤厚生大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。斎藤厚生大臣。

○国務大臣(斎藤十朗君) ただいま御決議になり

ました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でござります。

○委員長(佐々木満君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木満君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木満君) 次に、年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案並びに医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案を便宣一括して議題といたします。

○委員長(佐々木満君) まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。斎藤厚生大臣。

○国務大臣(斎藤十朗君) ただいま議題となりました年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案並びに医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申します。

○委員長(佐々木満君) まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。斎藤厚生大臣。

我が國は、現在、人口の高齢化が急速に進行しております。政府から趣旨説明を聴取いたします。

○委員長(佐々木満君) ただいま議題となりました年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申します。

○委員長(佐々木満君) ただいま議題となりました年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申します。

我が國は、現在、人口の高齢化が急速に進行しております。政府から趣旨説明を聴取いたします。

○委員長(佐々木満君) ただいま議題となりました年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申します。

○委員長(佐々木満君) ただいま議題となりました年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申します。

○委員長(佐々木満君) ただいま議題となりました年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申します。

○委員長(佐々木満君) ただいま議題となりました年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申します。

○委員長(佐々木満君) ただいま議題となりました年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申します。

できる道を開くとともに、これにより生じた収益を積立金として積み立て、毎事業年度その一定の割合を厚生保険特別会計年金勘定及び国民年金特別会計国民年金勘定に納付することとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。この法律案につきましては、本年四月一日から実施することといたしておきました。

したものを衆議院におきまして公布の日から実施することとする修正がなされております。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申します。

○委員長(佐々木満君) まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。斎藤厚生大臣。

我が國は、現在、人口の高齢化が急速に進行しております。政府から趣旨説明を聴取いたします。

○委員長(佐々木満君) まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。斎藤厚生大臣。

な長寿社会を目指して国民保健の確保向上を図る観点から、国の振興制度を早急に確立することが望まれております。

政府といましては、このような認識のもとに、民間において行われる医薬品、医療用具等に関する研究開発を振興するため、医薬品副作用被害救済基金の業務として研究振興業務を加えることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、医薬品副作用被害救済基金は、從来からの目的に加え、民間において行われる医薬品の生産等に関する技術の試験研究の促進に関する業務を行うことにより、国民の健康の保持増進寄与する技術の開発を振興し、もって国民保健の向上に資することを目的とし、これに伴い名称を医薬品副作用被害救済・研究振興基金と改めることとしております。

第二に、研究振興業務については、医薬品の生産または販売に関する技術のうち、医薬品の品質、有効性及び安全性の確保向上等国民の健康の保持増進に寄与する技術を振興対象とするほか、医療用具等についても同様に対象とできることとしております。また、その業務の内容としては、民間が行うこれらの技術の試験研究について、必要な資金の出資及び貸し付けを初めその促進のために必要な業務を行ふこととしております。

第三に、基金は研究振興業務を行ふための資本金を有することとし、そのための資金として政府及び民間から出資を受け入れることとしております。また基金は、從来からの医薬品副作用被害の救済給付業務と研究振興業務との経理を区分し、それぞれ別個の勘定を設けることとしております。

なお、この法律の施行期日は、本年十月一日からとしておりますが、研究振興業務のための出資の募集に関する事項については公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の

概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(佐々木満君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(佐々木満君) 次に、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案並びに地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求める件の両案件を便宜一括して議題いたします。

まず、政府から趣旨説明を聽取いたします。平井労働大臣。

○国務大臣(平井卓志君) ただいま議題となりました身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

障害者の雇用対策につきましては、昭和五一年に全面的に改正されました身体障害者雇用促進法を中心として、その雇用の促進に努めてきましたところであります。精神薄弱者等を含め障害者全般の対策が重要になってまいりますとともに、国際的にもすべての種類の障害者に対する雇用対策の実施が求められており、身体障害者雇用促進法につきましても、その対象を障害者全般に拡大し施策の充実強化を図ることが強く求められています。

また、近年、離職する障害者が増加し、雇用の促進のみならず、その雇用の安定のための施策の充実強化を図る必要があります。

一方、雇用率制度及び納付金制度上の精神薄弱者の取り扱いにつきましては、かねてから懸案となつておりましたが、昨年七月、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案を議題いたしました。

審議会より、雇用されている精神薄弱者については身体障害者と同様に取り扱うこととすべきであるとの意見書の提出を見たところであります。

さらに、近年、障害の重度化、多様化が進展しております。就職の困難な障害者が増加していますが、これらの障害者の雇用の促進を図つて、いたしました。職業リハビリテーションを強力に推進することが必要となっており、その体制の整備を図ることが必要となっており、その体制の整備を図ることが必要となっています。

このような状況にかんがみ政府といたしましては、この法律案を作成し、身体障害者雇用審議会にお諮りした上、ここに提出した次第であります。

まず、その内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、法律の対象となる障害者の範囲の拡大及び施設の拡充であります。

この施設の拡充であります。この法律案は、企業に在職中に障害者となった労働者の雇用促進法上の施策の対象をすべての障害者に拡大するとともに、企業に在職中に障害者となった労働者の雇用継続のための助成措置、雇用されている障害者に対する助言、指導の実施等障害者の雇用の安定のための施策を充実化することといたしております。そして、これに伴い、法律の名称を

第二は、精神薄弱者雇用促進法から障害者の雇用の促進等を除き身体障害者雇用促進法へと改めることとしております。

第三は、職業リハビリテーションの推進であります。

職業リハビリテーションにつきまして、その原率制度上身体障害者を雇用する場合と同様に取り扱うこととし、納付金制度上もこれまで講じられておりました助成金の支給等の措置に加えて、身体障害者雇用調整金及び報奨金の支給の対象に加えます。

この職業リハビリテーションにつきまして、その原率制度上身体障害者を雇用する場合と同様に取り扱うこととし、納付金制度上もこれまで講じられておりました助成金の支給等の措置に加えて、身体障害者雇用調整金及び報奨金の支給の対象に加えます。

リハビリテーションに関係する施設を障害者職業センターとして法律上位置づけ、この設置運営の

業務を日本障害者雇用促進協会において一元的に実施することといたしております。

なお、この法律の施行は、企業に在職中に障害者となつた者の雇用継続のための助成に係る部分については本年七月一日から、他の部分について

は昭和六十三年四月一日からといたしてあります。

以上、この法律案の提案理由及び内容の概要につきまして御説明申し上げました。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づきまして御説明申し上げます。

以上、この法律案の提案理由及び内容の概要につきまして御説明申し上げました。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づきまして御説明申し上げます。

以上、この法律案の提案理由及び内容の概要につきまして御説明申し上げました。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

現在、労働省の地方支分部局として、公共職業安定所が全国に配置されておりますが、これらに

関して、現下の重要な課題である行政改革の一環として、その一部を整理統合するとともに、近年の地域の実情の変化に伴い、その配置の適正化を

この案件は、昭和六十二年度において行う予定の右の理由による再編整理に伴い、横浜南公共職業安定所ほか公共職業安定所及びその出張所七カ所の設置等を行うことについて、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の御承認を

求めようとするものであります。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(佐々木満君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(佐々木満君) 次に、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案を議題いたしました。

本件につきましては、これまで雇用促進法等を法律上規定するとともに、これまで雇用促進法の一部を改正する法律案を議題いたしました。

この法律案は、これまで雇用促進法の一部を改正する法律案を議題いたしました。

第三は、職業リハビリテーションの推進であります。

職業リハビリテーションにつきまして、その原率制度上身体障害者を雇用する場合と同様に取り扱うこととし、納付金制度上もこれまで講じられておりました助成金の支給等の措置に加えて、身

体障害者雇用調整金及び報奨金の支給の対象に加えます。

まず、提出者衆議院社会労働委員長堀内光雄君から趣旨説明を聽取いたします。堀内光雄君。

○衆議院議員(堀内光雄君) ただいま議題となりました勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容を御説明申しあげます。

現在、勤労者の持ち家取得については、依然として立ちおくれが見られます。一方、十兆円に達する勤労者財産形成貯蓄を原資とする勤労者財産形成持家融資制度は、いまだ十分に利用されておらず、その一層の活用が強く求められております。

本案は、このような実情にかんがみ、勤労者の持ち家取得を促進し、あわせて、当面の課題である内需拡大の要請にこたえるため、勤労者財産形成持家融資制度の拡充等を図らうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

本案は、このように勤労者財産形成持家融資制度の拡充等を図らうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、持ち家取得のための資金調達を容易にするため、勤労者財産形成持家個人融資の貸付限度額を勤労者財産形成貯蓄等の五倍に相当する額から、十倍に相当する額の範囲内の一定の額に引き上げるものとすること。

第二に、勤労者財産形成持家融資に係る貯蓄期間の要件を、三年以上から一年以上に緩和するものとすること。

以上が、本案の提案理由及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(佐々木満君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十六分散会

五月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託されました。

一、原子爆弾被爆者等援護法案(衆)

一、労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案(衆)

原爆被爆者等援護法案

原爆被爆者等援護法

目次

第一章 総則(第一条~第三条)

第二章 援護(第四条~第四十条)

第三章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所(第四十一条~第四十六条)

第四章 原子爆弾被爆者等援護審議会(第四十七条)

第五章 不服申立て(第四十七条~第五十一条)

第六章 雜則(第五十二条~第六十条)

第七章 罰則(第六十一条~第六十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれている特別の状況にかんがみ、國家補償の精神に基づき、これらの者に對して医療の給付、一般疾病医療費、被爆者年金又は特別給付金の支給等必要な措置を講じ、もつてこれらの者を援護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「被爆者」とは、次の各号の一に該当する者であつて、被爆者援護手帳の交付を受けたものをいう。
一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内にあつた者
二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内にあつた者
三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆

弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者

四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者

(被爆者援護手帳)

第三条 被爆者援護手帳の交付を受けようとする者は、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事(広島市又は長崎市)に申請しなければならない。

市内の区域にあつては、広島市長又は長崎市長。

以下同じ)に申請しなければならない。

市道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が前条各号の一に該当すると認めるときは、その者に被爆者援護手帳を交付するものとする。

三 被爆者援護手帳に関する必要な事項は、政令で定める。

第四条 この法律による援護は、次のとおりとする。

一 健康診断の実施
二 医療の給付
三 一般疾病医療費の支給
四 医療手当の支給
五 介護手当の支給
六 被爆者年金の支給
七 特別給付金の支給
八 葬祭料の支給
九 原子爆弾被爆者保護施設への収容等
十 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十九号)第一項に規定する旅客会社(以下「旅客会社」という。)の鉄道への乗車等についての無賃取扱い

(健康診断)

第五条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行ふものとする。

第六条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行ったときは、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

(指導)

第七条 都道府県知事は、第五条の規定による健康診断の結果必要があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に對して必要な指導を行うものとする。

(医療の給付)

第八条 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に對し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

第九条 厚生大臣は、指定医療機関の指定又は指定の取消しを行ふに當たつては、あらかじめ、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聽かなければならない。

第十条 厚生大臣は、前項の規定により指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

第十三条 厚生大臣は、指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、その他指定医療機関に第八条第一項の規定による医療を担当させるに著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

第十四条 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に對して、弁明の機会を与えるなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

第十五条 厚生大臣は、指定医療機関の指定又は指定の取消しを行ふに當たつては、あらかじめ、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聽かなければならない。

第十六条 厚生大臣は、前項の規定により医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

第十七条 厚生大臣は、前項の認定を行つて、厚生大臣は、前項の認定を行つて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

第十八条 指定医療機関は、医療を行つて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

第十九条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例によることのできないとき、及びこれによることを適當としないときの診療方針及び診療報酬

第二十条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聽いて定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第二十一条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を隨時審査し、かつ、指定

ない。

(医療機関の指定)

第十二条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

第十三条 厚生大臣は、指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

第十四条 厚生大臣は、前項の規定による医療を担当させる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

第二十条 都道府県知事は、被爆者であつて、政令で定める程度の精神上又は身体上の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないこと）が明らかである負傷又は疾病による障害を除く。次条第四項において同じ。）により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、政令で定めるところにより、その介護を受けている期間について、月額十万円の範囲内において、介護手当を支給する。

第二十一条 被爆者には、被爆者年金を支給する。

2 被爆者年金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聞いて、行う。

3 被爆者年金の額は、三十二万八千八百円とす

4 精神上又は身体上の障害の状態にある被爆者のうち、その障害が政令で定める程度の障害の状態にあるものに支給する被爆者年金の額は、前項の規定にかかわらず、その障害の程度に応じ、三十二万八千八百円を超えて、六百八十一万九千八百円を超えない範囲内において、政令で定める額とする。

5 前項の障害の程度を定めるに当たつては、原子爆弾の放射能の影響を受けたことによる疾病的特殊性について特に配慮しなければならない。

6 厚生大臣は、第四項の障害の程度及び額を定める政令の制定又は改廃に当たつては、あらかじめ、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聽かなければならぬ。

(被爆者年金の改定)
第二十二条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者が次の各号の一に該当することとなつた場合には、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聽いて、当該被爆者年金の額を改定する。

(被爆者年金の額の改定)
第二十二条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者が次の各号の一に該当することとなつた場合には、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聽いて、当該被爆者年金の額を改定する。

一 新たに前条第四項に規定する政令で定める

程度の障害の状態になつたとき。

二 障害の程度が増進し、又は低下したとき。

三 前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態になくなつたとき。

四 前項第一号又は第二号（障害の程度の増進に係る場合に限る。）に該当することとなつたことによる被爆者年金の額の改定は、当該被爆者年金の支給を受けている者の請求に基づいて行う。

(被爆者年金の額の自動的改定措置)

第二十三条 被爆者年金については、政府は、労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の年度平均の給与額（以下「平均給与額」という。）が昭和六十二年度（この項の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年度の前年度）の平均給与額の百分の百五を超えて、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の四月以降の被爆者年金の額を改定する措置を講じなければならない。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。
(被爆者年金の支給期間及び支給期月)
第二十四条 被爆者年金の支給は、昭和六十三年一月以後であるときは、その交付を受けた日が同月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月までの間の月で終わる。

2 被爆者年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの間の月で終わる。

3 第二十四条第一項の規定により被爆者年金の額が改定されたときは、改定後の額による被爆者年金の支給は、改定された日の属する月の翌月から始めるものとする。

4 被爆者年金は、毎年一月、四月、七月及び十月の四期に、それぞれその前月までの分を支給する。ただし、前支給期月に支給すべきであつた被爆者年金又は権利が消滅した場合若しくは被爆者年金の支給を停止した場合におけるその期の被爆者年金は、その支給期月でない月であつても、支給するものとする。

(被爆者年金を受ける権利の消滅)
第二十五条 被爆者年金を受ける権利が死亡したときは、当該被爆者年金を受ける権利は、消滅する。

(被爆者年金の支給停止)
第二十六条 被爆者年金を受ける権利を有する者が監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているときは、当該拘禁されている期間、被爆者年金の支給を停止する。

(被爆者年金と增加恩給等との調整)
第二十七条 被爆者年金を受ける権利を有する者が、同一の障害に関し、他の法令の規定により、恩給法（大正十一年法律第四十八号）第四十六条规定する増加恩給その他被爆者年金に相当する給付を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、被爆者年金の額が当該他の法令の規定による給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

(未支給の被爆者年金)
第二十八条 被爆者年金を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき被爆者年金でまだその者の死亡前に支給していないものがあるときは、その者の配偶者（届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情があつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その死亡の當時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、死亡した者の被爆者年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者がその死亡

前に被爆者年金の請求をしていなかつたときは、同項に規定する者は、自己の名で、死亡した者の被爆者年金を請求することができる。

3 未支給の被爆者年金を受けることができる者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 未支給の被爆者年金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に對してしたものとみなす。

(受給権の調査)
第二十九条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その者に対し、身分関係の異動及び障害の状態その他必要な事項に関して、必要な書類の提出を命じ、又は当該職員をして質問させることがができる。

2 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について障害の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けられべきことを命ずることができる。

3 第一項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(特別給付金の支給)
第三十条 死亡した第一条各号に掲げる者の遺族には、特別給付金を支給する。

2 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

(特別給付金を受けることができる遺族の範囲)
第三十一条 特別給付金を受けることができる遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当时における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当时その者によつて生計を維持

し、又はその者と生計を同じくしていた者に限る。とする。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和六十三年一月一日以前であるときは、同日前に離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了した遺族は、特別給付金を受けることがで

きる遺族としない。

2 死亡した者の死亡の当時に胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用について

は、その子は、当該死亡した者の死亡の当時ににおける子とみなす。

(特別給付金を受けることができる遺族の順位)

第三十二条 特別給付金を受けることができる遺族の順位は、次に掲げる順序とする。ただし、

父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にする。

1 配偶者(死亡した者の死亡の日が昭和六十三年一月一日以前であるときは、死亡の日以後同月一日以前に、前条第一項に規定する遺族(以下この条において「遺族」という。)以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。)

2 子(昭和六十三年一月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

3 父母

4 孫(昭和六十三年一月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

5 祖父母

6 兄弟姉妹(昭和六十三年一月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

7 第二号において同号の順位から除かれている子

8 第四号において同号の順位から除かれてい

る孫
九 第六号において同号の順位から除かれている兄弟姉妹

十 第一号において同号の順位から除かれている配偶者

十一 前各号に掲げる者以外の遺族

(特別給付金の額及び記名国債の交付)

第三十三条 特別給付金の額は、死亡した者につき百二十万円とし、五年以内に償還すべき

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債の利率は、年六分とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保

権の設定その他の処分をすることができない。

5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定によつて発行する国債に関する事項は、大蔵省令で定める。

(特別給付金と他の法令の規定による扶助料等との調整)

第三十四条 特別給付金は、当該死亡した者の死亡に関し、他の法令の規定により、恩給法第七十五条第一項第一号から第三号までに掲げる額の扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百一十七号)第二十三条に規定する遺族年金又は遺族給与金その他これらに相應する給付を受けることができる者がある場合は支給しない。

第三十五条 第二十八条第四項の規定は、同順位の遺族が一人以上ある場合における特別給付金の請求若しくはその支給について、同順位の相続人が一人以上ある場合における未支給の特別

給付金の請求若しくはその支給について、国債の請求若しくはその支給について、同順位の相続人が一人以上ある場合における未支給の特別

あつた元利金の請求若しくはその支払又は記名変更の請求若しくはその記名変更について、それぞれ、準用する。

(葬祭料の支給)

第三十六条 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、その葬祭を行ふ者に対し、葬祭料として、死亡した者一人につき二十万円を支給する。

(被爆者年金等の支給の制限)

第三十七条 被爆者年金、特別給付金又は葬祭料(以下「被爆者年金等」と総称する。)の支給を受けることができる者が、故意に、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等を支給しない。

2 特別給付金の支給を受けることができる遺族が、当該特別給付金に係る先順位者又は同順位者を故意に死亡させた場合には、その者には、当該特別給付金を支給しない。特別給付金の支給由が生ずる前に、当該支給事由が生ずることによつて当該先順位者又は同順位者となることとなる者を故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 被爆者年金等の支給を受けることができる者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、若しくは正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたことにより、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等の全部又は一部を支給しないことができる。

(原子爆弾被爆者保護施設への収容等)

第三十八条 厚生大臣は、高年齢である被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他の被爆者について、特に収容及び保護(治療を含む。以下同じ。)を必要とすると認めるときは、原子爆弾被

爆者保護施設に収容し、その保護を行うものとする。

(旅客会社の鉄道への乗車等についての無賃扱い)

第三十九条 被爆者及びその介護者は、運賃を支払うことなく、旅客会社の経営する鉄道、航路又は自動車線に乗車又は乗船することができる。

2 前項の規定により乗車又は乗船することができる回数、区間その他の同項の規定の実施に関する事項は、政令で定める。

3 国は、第一項の規定による取扱いに伴う鉄道、航路及び自動車線の運賃を負担するものとする。

4 前項の規定による負担の方法その他必要な事項は、運輸大臣が定める。

(子又は孫に対する適用等)

第四十条 都道府県知事は、第二条各号に掲げる者の子(同条第四号に該当する者を除く。以下この条において同じ。)又は孫から申出があつた場合には、これららの者に對して、第五条から第七までの規定の例により、健康診断を行うものとする。

2 第二条各号に掲げる者の子又は孫で政令で定めた疾病にかかるつては、都道府県知事の認定を受けたものは、当該各号に掲げる者とみなしてこの法律の規定(被爆者年金、特別給付金及び葬祭料に係る規定を除く。)を適用する。

(原子爆弾被爆者保護施設)

第三章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所

(原子爆弾被爆者保護施設を設置しなければならない。)

2 原子爆弾被爆者保護施設は、第三十八条の規定による収容及び保護を行ふ施設とする。

(原子爆弾被爆者相談所)

第四十二条 都道府県並びに広島市及び長崎市は、原子爆弾被爆者相談所を設けることができ

2 原子爆弾被爆者相談所は、被爆者の健康及び生活上の問題について相談に応する施設とする。

3 国は、予算の範囲内において、原子爆弾被爆者相談所を設置した都道府県及び市に対し、その設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

第四章 原子爆弾被爆者等援護審議会

(設置及び権限)

第四十三条 厚生大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要な事項を調査審議させるため、行政機関の長に意見述べることができる。
(委員)

第四十四条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、被爆者及び関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 学識経験のある者及び被爆者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。
(専門調査員)

第四十五条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置く。

(政令への委任)
第四十六条 前二条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 不服申立て

(異議申立期間)

第四十七条 被爆者年金又は特別給付金に関する処分についての異議申立てに關する行政不服審査法第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかる

ず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

(審議会の意見の聴取)

第四十八条 厚生大臣は、前条第一項に規定する処分についての不服申立てに対する決定をするに当たっては、審議会の意見を聽かなければならない。

(時効の中断)

第四十九条 第四十七条第一項に規定する処分についての不服申立ては、時効の中断について

は、裁判上の請求とみなす。

(不服申立てと訴訟との関係)

第五十条 第四十七条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(再審査請求)

第五十一条 広島市長又は長崎市長が行う被爆者援護手帳の交付又は医療手当、介護手当若しくは葬祭料の支給に関する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができるものとする。

(特別給付金及び被爆者年金に係る時効)

第五十二条 特別給付金又は被爆者年金の支給を受ける権利は、その支給を受けることができる事由が生じた日から、特別給付金については三年間、被爆者年金については七年間に行わないところは、時効によつて消滅する。

2 被爆者年金の支給を受ける権利の時効は、当該被爆者年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

(援護を受けける権利等の保護)
第五十三条 この法律に基づく援護を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、被爆者年金を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合は、この限りでない。

2 この法律に基づく援護を受ける権利及び第三

十三条に規定する国債は、差し押えることができない。

(公課の禁止)

第五十四条 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金品を標準として、課することができない。

2 援護に関する書類及び第三十三条に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(不正利得の徴収)

第五十五条 厚生大臣又は都道府県知事は、偽りの他不正の手段によりこの法律に基づく援護を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、当該援護を要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができるものとする。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(交付金)

第五十六条 国は、政令で定めるところにより、医療手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県(広島市長又は長崎市長が行うこれらの支給及び事務に要する費用については、広島市又は長崎市)に交付する。

(放射線影響研究所に対する助成等)

第五十七条 国は、財團法人放射線影響研究所に対し、その事業に要する費用について、予算の範囲内において補助するものとする。

2 国は、財團法人放射線影響研究所の事業を推進するために必要な助言、指導その他の援助を行つよう努めるものとする。

(放射線影響研究所に対する助成等)

第六十条 この法律による健康診断及び指導の実施の事務に從事した者が、その職務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(第七章 罰則)

第六十一条 この法律による健康診断及び指導の実施の事務に從事した者が、その職務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(第六十二条 第八条第二項各号に規定する医療を行つた者又はこれを使用する者が、第十五条第三項(第十六条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなく報告若しくは提示をせず、若しくは虚偽の記載をした診療録若しくは帳簿書類の提示をし、又は第十五条第三項の規定による当該職員の質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、五万円以下の過料に処する。

(施行期日)

附 则

第一条 この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等の廃止)

第五十八条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長)は、この法律に基づく援護を受ける権利を有する者に対する当該市町村の条例の定めるところにより、その者への戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

国民年金併給者で十二ペーセントから十一ペーセントであるから、前述の最近の各企業のボーナス

分と特別年金との比較率の差である平均の二十一・六ペーセントが労災年金の調整率二十四ペーセント、十一ペーセントから十二ペーセントと相殺さ

れることになるから、労災年金と他の年金とが併給されている場合は、調整しないで完全併給すべ

きである。(内閣機密省事業団で運営している機密措置法に関する、労働者災害補償保険法(以下「労災法」という。)が施行される昭和三十年六月三十

日以前において労働災害を被り、なお現在療養を継続している者が含まれている。労災年金制度導

入後三十年を経過しており、生活保護法による扶助で生活をしている人、救護施設で生活している人、これらの方々の生活を支えています。

人 妻子に多大の精神を負わせ生活している人等、その数は年々少なくなっているが、この間介護に当たつた配偶者も、既に高齢化しており、今

後の介護は継続することが困難な状況にあり、切実な問題となつてゐる。こうした者のために、労

災年金給付が導入される法案が成立するとき、また、その後の労災法の一部改正を含め、国会での審議が進んでいく中で、厚生省は「労災年金制度の実現に向けた方針」を策定し、この方針に基づいて、労災年金制度の実現に向けた方針を策定する方針を示すものである。

法案成立のたびに衆議院は附帯決議として「労災保険制度に年金給付が導入される以前に打切補償費を受給し、なお療養を継続している者等に対する

する援護措置の充実に努めること」とされてきて
いる。我々は、従来からこうした者を労災法で救

済してもらうよう要求してきたが、それも不可能とのことであり、労災援護措置法では生活保護法による賃貸借の充実

との兼ね合いかなり、これ以上のお詫びの方法はできないということのようであるが、その名称にかかわらず、昭和六十二年一月より施行された

賃金構造基本統計調査結果に基づく最低限度額程度の支給ができるよう配慮すべきである。

第六三五号

第三五六号　昭和二年五月八日 労災脊髄損傷者と遺族の年金に関する請願

請願者 兵庫県川西市清和台東二ノ三ノ二
四 三王延昭

紹介議員 中西 一郎君

一、労災被災者重度脊髄損傷者が死亡した場合、その死因に関係なくすべての死亡者を労働災害死亡に認定すること。

理 由

(一) 労災重度脊髄損傷者の家族、特に妻は日常生活全般にわたる介助や介護、あるいは各種の世話のため時間を拘束され、また、心身両面にわたる疲労に苦しんでいる。ところが、夫が死亡した場合、その死因が労働災害との因果関係が認められない、と、何の保障もない。残された妻の多くは、高齢となつていて、永年の疲労の蓄積が重なり、その時点から勤めに出で収入を得ることは全く困難である。^妻このような妻が頭路に迷わないために、労災重度脊髄損傷者の死亡後、その死因に關係なくその遺族に遺族補償年金を支給するか、若しくは、これに準ずる救済措置を早急に講ずるべきである。全国脊髄損傷者連合会では、かねてより脊髄損傷者の死亡原因の一つに脊髄損傷が何らかの関係があることを訴えてきたが、今回は脊髄損傷者の死後に^妻脊髄損傷者の理由で差別され、不利益を被つている実情述べる。最近死亡した当会会員A君は、大学を出た後会社に就職し、一年後、作業中に荷物の下敷きとなり^妻脊髄損傷者となつた。Aは事故後下半身が麻痺して車いすを使用する障害者となつた。療養中に同じ脊損者のB子さんと知り合い結婚した。A夫妻は定期的に通院していたので、病院の近くに家を建築することになった。資金は二人の預金と不足分を銀行ローンと住宅金融公庫を当てにしていたが、銀行ローンは生命保険がセットになつており、生命保険の加入手続をすると、^妻脊損はいつ死亡するかわからぬからとの理由で、審査の段階で拒否された。したがつて、当初の計画を大幅に縮小し、手持ち資金と住宅金融公庫で二人の城を持つこと

義務者が不慮の死亡の場合、債務を代わつて返済する團体信用生命保険制度があり、政府系金融機関が主たる窓口になつて行うものであるが、この生命保険にも加入申請したが、拒否された。つまり国策によつてAは政府系金融機関が主幹する生命保険も拒否されたことになる。当時二人は幸せのためにこのことを余り気にも止めずに三年が過ぎた。この頃からAは、病にかかりしばらくして、Bを残して死亡した。Bに残されたのは住宅金融公庫の借金であるが、Bは重度の脊損者であり返済能力はない。こうして亡き夫とともに築き上げてきた家も余儀なく人手で渡してしまつた。これは一例に過ぎないが、その立場の違いはあつても、被災重度脊損者が死亡した場合、死亡直後から遺族は頭路に迷つているのが現状である。したがつて、こうした者の救済制度が確立するまでの間、死亡一時金と埋葬料を遺族に支給するよう早急に救済措置を講ずるべきである。(二)労働災害との因果関係の認定は、現状においては脊髄損傷がもつ様々な特質を入れていい。脊髄損傷者は、単に脊髄を損傷したにどまらず、その結果引き起こされる合併症、余病、後遺症等に苦しんでいる。さらに、不自由から来る精神的ストレス、また、そのストレスから起きた病にも苦しめられている。こうした実態を全体的にとらえ、その死亡の場合、労働災害との因果関係の認定にも的確に反映されるよう願うものである。脊髄損傷者は、受傷という第一次損害と同時に下半身麻痺という後遺症があるために、その後遺症が余病発生の原因となつて死に至らしめる。この死因は業務性のものと信じており、脊髄損傷者の体験に基づき具体的に述べてみるが、まず、下半身が麻痺しているために自然排便ができない、頭は痛く、肩が凝り今にも倒れるかと思うままで、下肢が痙攣する。尿を排出する場合も、全身の力を振り絞つて行うため、便秘のとき等特に強度

る者もいる。また、自然排尿不能な脊損者が高血圧症になる一因があり、こうした時期に脳卒中で死んでしまうが、こうした方法でも完全な排尿ができる残尿があり、それにはい革が繁殖して尿が汚濁し、ついには膀胱^{ぼうこう}腎臓^{じんぞう}を悪化させ致命傷に発展しているが、このように方法でも完全な排尿ができる残尿がある。脊損者の大半は激痛が付随しており、このため痛み止めを服用したり、眠り薬を服用したりしておらず、それが胃病を発生させる原因となる。この様々な要件が重なり体力減退につながつてくるのである。後遺症の下半身不随といふ不自由な身体症状を背負つて社会の中で生活しているといろいろな面でストレスが蓄積され強度の精神不安定症状を併発し、自殺を考え始める。ストレスの解消、体力の増進には、障害者のみならず健康な者でも、スポーツが最適とされているが、身体のどこかに欠陥が生じれば、車いすを常用している障害者にはそうした行為は全く皆無に等しくなる。それは日常生活において家族、特に配偶者は既に高齢化しており日々の介護に疲れ果てており、それ以上の負担をかけるのは、永年の介護の状態から比較しても、障害者ばかりではなく、健常者でもそういう気持ちちは、人間として当然のことではないであろうか。昭和六十二年三月二十七日、社会労働委員会の合間に、平井労働大臣との懇談の席で、当連合会の全国の代表が体験談を話したとおり、我々は、交通事故以外のすべての死因は、労働災害に起因する因果関係がない部分も多くあると思う。前述の我々の偽らざる体験を理解し、労働災害と死亡との因果関係を研究し、一日も早く労災被災者の死亡については、全面的な労災認定をすることを願うものであ

第六三五七号 昭和六十二年五月六日受理
労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願

請願者 兵庫県川西市清和台東二ノ三ノ二
一シングホームを早急に新設すること。

四 三王延昭

紹介議員 中西 一郎君

一、労災被災者重度障害者の終身保養所(労災ナーシングホーム)を早急に新設すること。
二、現在、労災病院に入院している労災重度患者に対する退院を強制しないこと。

理由

(一)重度障害者、特に頸損者が高齢化するに伴い、介護に当たつていた配偶者も同時に高齢化して、重労働である夫の介護ができない状況となつてゐる。また、頸損者の介護人が自分の手である場合は、結婚すると介護がほとんどできなくなる。こうした弊害を除去して救済するためには、各都道府県ごとに頸損者の保養所を新設することが最も方法である。また、重度障害者も強く望んでるので、この種の施設(労災ナーシングホーム)を早急に新設すべきである。労働省では、昭和五十九年八月二十日付けで、高齢被災労働者に対する福祉・援護事業についての調査研究会(通称・労災ナーシングホーム研究会)の開催について(要旨)を発表し、「労働災害により重度障害者となつた者で介助者に恵まれない者に対する援護措置のあり方、更にはいわゆるナーシングホーム等の専門の養護施設の設置について調査・研究を進める」としており、前述と同じ方向で研究されていると高く評価する。(二)現在、各労災病院には労働災害を被り最重度患者(頸損者)が多く入院しているが、最近の医療保険法・薬価基準・措置費等の改善で入院患者は、強制退院とも受け止められる宣告を受けている。医療機関側から判断すれば、それなりの事情も理解できるが、こうした重度患者は長年病院生活を続けており、医師、看護婦が絶えず身近にいることで精神的に安ど感を持つてゐる。しかし、家庭に戻れば配偶者が高齢化しておらず介護ができない状況と、子弟は独立しており年間ボーナスは給与月額の三箇月から六箇月分が支給されているが、この年間ボーナス分の年間給与額に対する百分率を算出すると、一十五ペーセント

齡的にも社会的にも自分たちの生活で精いっぱいである。身体障害者介護人派遣事業については、昭和四八年、社更七二号に基づき、市町村が実施主体となつて行われ、派遣対象は一時的な疾病等によつて日常生活を営むのに支障がある低所得の身体障害者である。また、介護人の選定・登録、介護の内容は、老人介護人派遣事業と同じようである。そうしたことから判断しても脊損(特に頸損者)患者は、一般重症患者と同じように緊急時は人手のない夜中等に発生する確率が至つて多い。そのため、労災被災者の重度障害者が入る病院と家庭との中間的施設を建設するか、前述の労災ナーシングホームに入所できる状態まで建設、又は、ナーシングホームの新設をすべきである。

第六三五八号 昭和六十二年五月六日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 兵庫県川西市清和台東二ノ三ノ二
四 三王延昭

紹介議員 中西 一郎君

労災年金と他の年金とを完全併給されたい。

理由

(一)労災補償は損害賠償的な性格を有するものであるにもかかわらず精神的苦痛の代償として支払わなければならぬ慰謝料が含まれていない。したがつて、厚生年金(障害年金)、国民年金(拠出制障害年金)などが労災年金と併給されている被災者は、労災年金を調整差引きしないで完全併給する必要がある。(二)特別年金(ボーナス分)を昭和五十二年三月三十一日以前の被災者の場合を例にすると、それは所定給付の十六・九ペーセントになつてゐる。一方、零細企業及び大企業の最近の年間ボーナスは給与月額の三箇月から六箇月分が支給されているが、この年間ボーナス分の年間給与額に対する百分率を算出すると、一十五ペーセントから五十ペーセントになり、特別年金はこれよりも八・一ペーセントから三十三・一ペーセント低く、その平均は二十・六ペーセントである。そこで、労災年金の調整率は厚生年金併給者で二十四ペーセント、国民年金(拠出制障害年金)併給者で十二ペーセントから十一ペーセントであるから、最近の各企業のボーナス分と特別年金との比較率の差である平均の一十九・六ペーセントが、労災年金の調整率二十四ペーセント、十一ペーセントから十一ペーセントと相殺されることになり、労災年金と他の年金とが併給されている場合に調整しないで完全併給する必要がある。

第六三五九号 昭和六十二年五月六日受理
保育所制度の充実に関する請願(五通)

請願者 大分市大津町二ノ一ノ四一大分県
四 田北昭一 外一万四百名
保育協議会内

紹介議員 後藤 正夫君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第六三六〇号 昭和六十二年五月六日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第五八一五号と同じである。

第六三六一號 昭和六十二年五月六日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

紹介議員 八 岩田誠一

この請願の趣旨は、第五八一五号と同じである。

第六三六二号 昭和六十二年五月六日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第五八一五号と同じである。

第六三六三号 昭和六十二年五月六日受理
療術の制度化促進に関する請願(一通)

紹介議員 八 岩田誠一

この請願の趣旨は、第五八一五号と同じである。

第六三六四号 昭和六十二年五月六日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第五八一五号と同じである。

第六三六五号 昭和六十二年五月六日受理
療術の制度化促進に関する請願(一通)

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第六三六六号 昭和六十二年五月六日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

紹介議員 藤登志 外一名

この請願の趣旨は、第六三五三号と同じである。

第六三六七号 昭和六十二年五月六日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

紹介議員 松岡満壽男君

この請願の趣旨は、第六三五三号と同じである。

第六三六八号 昭和六十二年五月六日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

紹介議員 井弥太郎

この請願の趣旨は、第六三五三号と同じである。

第六三六九号 昭和六十二年五月六日受理
療術の制度化促進に関する請願(一通)

紹介議員 松木義彦君

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第六三七〇号 昭和六十二年五月六日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

紹介議員 野澤和生 外一名

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第六三七一号 昭和六十二年五月六日受理
療術の制度化促進に関する請願(一通)

紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

この請願の趣旨は、第六三五三号と同じである。

第六四四八号 昭和六十二年五月七日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、

一一三 龜山丈一

この請願の趣旨は、第六三五四号と同じである。

第六四四九号 昭和六十二年五月七日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 山口県光市島田一ノ七ノ一六 笠

井弥太郎

この請願の趣旨は、第六三五四号と同じである。

第六四五〇号 昭和六十二年五月七日受理

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、

井弥太郎

紹介議員 松岡満壽男君

この請願の趣旨は、第六三五四号と同じである。

第六四五一号 昭和六十二年五月七日受理

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、

井弥太郎

紹介議員 松岡満壽男君

この請願の趣旨は、第六三五四号と同じである。

第六四五二号 昭和六十二年五月七日受理

労災被損傷者と遺族の年金に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、

一一三 龜山丈一

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第六三五六号と同じである。

第六四五三号 昭和六十二年五月七日受理

労災被損傷者と遺族の年金に関する請願

請願者 山口県光市島田一ノ七ノ一六 笠

井弥太郎

この請願の趣旨は、第六三五六号と同じである。

第六四五四号 昭和六十二年五月七日受理

労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、

井弥太郎

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六四五五号 昭和六十二年五月七日受理

労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願

請願者 山口県光市島田一ノ七ノ一六 笠

井弥太郎

紹介議員 松岡満壽男君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六四五六号 昭和六十二年五月七日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、

井弥太郎

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六四五七号 昭和六十二年五月七日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 山口県光市島田一ノ七ノ一六 笠

井弥太郎

紹介議員 松岡満壽男君

この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第六四五八号 昭和六十二年五月七日受理

重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、

一一三 龜山丈一

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第六四五九号 昭和六十二年五月七日受理

重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 山口県光市島田一ノ七ノ一六 笠

井弥太郎

紹介議員 松岡満壽男君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第六四五〇号 昭和六十二年五月七日受理

車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、

一一三 龜山丈一

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第六四五一号 昭和六十二年五月七日受理

車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 山口県光市島田一ノ七ノ一六 笠

井弥太郎

紹介議員 松岡満壽男君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第六四五二号 昭和六十二年五月七日受理

車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 山口県光市島田一ノ七ノ一六 笠

井弥太郎

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第六四五三号 昭和六十二年五月七日受理

労災被損傷者と遺族の年金に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、

一一三 龜山丈一

紹介議員 長谷川 信君